



令和3年度 公益財団法人埼玉県スポーツ協会第三回定例理事会 議事録

日時 令和3年12月14日(水) 午後2時30分より  
 会場 スポーツ総合センター 301・302 研修室 on-line 併用  
 出席者

<理事>

羽鳥 利明	茂木 敬司	新井 彰	水石 明彦	河本 弘
工藤由起子	井上 寿枝	宮下 達也	山下 誠二	檜浦 岳人
有川 秀之	新島 隆光	森田 進一	上羅 廣	須田 邦明
石塚 武志	山崎 正治	浅見 茂	荻原 篤大	

(On-line 参加)

久保潤二郎	小林 伸子	尾崎 豊	内田 秀男	吉野 忠行
高橋 利明				

<監事>

青砥 修二 (on-line) 原口 博 堀口 信孝

<事務局>

栗原 健一 福田 哲 久保 吉史 阿部 隆宏 本間孝太郎  
 高橋こずえ

久保総務課長

開会の前に資料の確認を致します。

資料確認の前に、訂正がございます。

本日お配りした次第のとおり、事前にお示している議案のうち、第五号議案がなくなり、第六号議案の「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」が第五号議案に繰り上がります。感謝状の贈呈ならびに賛助会員の表彰については、第四号議案の後に詳細をご説明申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第 A4 一枚、本日配布いたしました訂正版を使用します。

次に、第一号議案から三号議案まで一枚、第四号議案が一枚、第五号議案は先ほどありましたとおり、なくなります。そして、第六号議案「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」を第五号議案に訂正をお願いします。こちらも A4 一枚です。

続いて資料ナンバーごとに確認いたします。

(資料1)公益財団法人埼玉県スポーツ協会寄付金取扱規程(案) …A3 判

(資料2)公益財団法人埼玉県スポーツ協会賛助会員規程(改定案) … A3 判

(資料3)加盟団体を指定した寄付金の取り扱い要領(改定案) …A3 判

(資料4)公益財団法人埼玉県スポーツ協会表彰規程(改定案) …A3 判

(資料5)感謝状等贈呈者(社)案…A4 判

(資料6)総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要 他左側2か所ホチキス止め資料…A4 判

(資料7)県内トップチームとの包括連携協定締結について

(資料8)次世代アスリート発掘・育成について

(資料9)委員会等並びに直営事業報告について

こちらは、本日追加資料として選手強化対策委員会報告を A4・1 枚

として配布いたしました。オンライン参加の皆様には、昨日メールにてお送りしております。

次第の訂正についてもオンラインでご参加の皆様には事前にお送りしています。ご確認をお願いいたします。

最後に、(参考1) 都道府県体育・スポーツ協会 寄付金の規程等以上となります。不足資料などございましたら挙手をお願いします。後になりましたが、オンライン参加の皆様聞こえているでしょうか。

久保総務課長

それでは只今から、令和3年度第三回定例理事会を開催致します。はじめに、公益財団法人埼玉県スポーツ協会代表理事 羽鳥利明副会長が、ご挨拶申し上げます。

羽鳥副会長

それでは大変恐縮ですが、座ったままでご挨拶させていただきます。皆様には年末の大変ご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今年は新型コロナウイルスのアルファ株、ベータ株、あるいはオミクロン株などの出現によりまして、気の休まることのない一年であったように思っております。

国では、ようやくスポーツ等のイベントでの観客数の緩和等が進められてきております。来年はこれまでどおりの事業展開を目指していければと思っております。

また、年明けには第77回国民体育大会冬季大会の開催が予定されております。このことから、やっとスポーツ界にも光が降り始めたなという思いでおります。

そうした中で本日は、本会の新たな取組等に向けまして、様々ご審議をいただくこととなります。同時に前回の理事会以降の主な委員会等の活動状況につきましてもご報告をさせていただきたいと思っております。皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、コロナの収束が見えないという状況もございますことから、進行につきましてご協力賜りますようお願い申し上げます。

久保総務課長

早速、会議に入りたい所ではありますが、前回に引き続いて、招集とリモート併用で行いますので、議事運営について改めてご説明いたします。

はじめにリモート参加の方は、音声を「ミュート」にしていただき、質疑の際、ご発言の有るときに「オン」にしてご発言ください。

招集とリモートにより、議案の決議の可否確認や、意志の確認等については、議長が「会場参加の方」、「リモート参加の方」それぞれで「質疑のある方はご発言願います」といった形で進め、質疑があるときに議長がご指名致します。会場参加の方については、職員がマイクをお持ち致しましたら、質問をお願い致します。本日も、コロナ対策のため座席も間隔があり、また、集音マイクでは声が拾えない場合もありますので、マイクでのご発言にご協力をお願い致します。

久保総務課長

それでは、規定に基づき、議長を羽鳥副会長にお願い致します。

羽鳥代表理事

定足数をお願いします。

久保総務課長

失礼いたしました。本日の定足数の確認を致します。  
理事総数 30名のうち、出席 25名（オンライン参加 6名）、よって本  
理事会が成立したことを報告申し上げます。

羽鳥議長

それでは、暫時 議長を務めさせていただきます。  
議事録署名につきましては、規程に基づき、私と本日ご出席の監事  
の皆さん、お願い致します。

羽鳥議長

それでは議事に入ります。  
協議事項 第一号議案「寄付金取扱規程の制定について」  
はじめに、河本専務理事より規程制定にあたっての経緯について、  
説明があります。

河本専務理事

着座のまま失礼いたします。第一号議案、公益財団法人埼玉県スポ  
ーツ協会寄付金取扱規程のご審議をいただく前に、なぜこの議案を上  
程させていただいたかという経緯につきまして簡単にご説明させてい  
ただきます。

ご案内のとおり、本年度の本会に対する埼玉県の団体補助金が 5 %  
カットされたことにつきましてはご報告申し上げたとおりでございま  
す。今なお県の財政がひっ迫しており、コロナの影響等で非常に厳し  
い状況下にあることは変わりがないということで、ざっくりばらんに申  
上げますと、次年度も聖域なき見直しと申しますか、外郭の団体に  
関しても見直しが図られていくことが示されました。

具体的には、本会は 600 万円の強化関係事業が廃止されるというこ  
とが提示されました。プラチナアスリート、オリンピックを目指すア  
スリートに対して 20 万円補助する事業を、30 名ほどのプラチナアス  
リートを認定しておりましたが、この事業が廃止されることに伴って  
600 万円の減額ということでございます。

一方では、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、現在  
埼玉県で基金のようなものを設立して、スポーツ振興に役立ててほし  
いとこのことで検討されている状況もあります。

また、一つの事業を行う際に多くの方の協力を得るという意味合い  
のクラウドファンディング、これらも県担当者を含めて本会の諸事業  
の中で見合うものがあれば、導入していくのはどうかということであ  
る。いろいろ勉強させていただき、取り組んでいるところです。

結論から申しますと、財源の確保、とりわけ選手強化にかかわる経  
費等は自主確保していくということが必須な状況であるため、このよ  
うな形で寄付金の取り扱いを検討いただきまして、選手強化等に充当  
できるような体制をつくりたいということで第一号案をご提案申し上  
げるものです。経緯についての説明は以上です。

羽鳥議長

ありがとうございました。第一号議案の説明をいただき、その後合わせてご質問等をお受けしたいと思います。第一号議案の説明をよろしくお願いいたします。

栗原事務局長

第一号議案について、栗原よりご説明いたします。着座のまま失礼いたします。

はじめに専務理事より経緯がございましたとおり、寄付金に当たりましてはファンドレイザーと、県の委託事業を基に、まずは本会の収入源について一つ一つ確認をさせていただきました。

例えば補助金であれば増額の見込みがあるのか、利息であればもっと良い預け先があるのかを検討いたしました。本会が持つ公益性を活かす寄付金活動を充実させることが一番ではないかということから、今回の第一号議案となっております。

提案理由といたしましては、『民による公益の増進』を図るために新たに設けられた、各種の税制優遇措置を積極的に活用するため、より信頼性を高めた寄付金活動の充実を図るため、寄付金規定を定めるもの』といたしました。

資料1をご覧ください。前に、参考1（A42枚つづり）をご覧ください。資料1をご覧ください。今回の寄付に当たりましては47都道府県の寄付金がどのような形で取り扱われているかということを確認させていただきました。

「定款の記載」については、定款の中に「寄付をいただく」など寄付という言葉が記載されているか、賛助会の定義づけられているか、「寄付金規程の寄付の種類」については、まず、寄付金規程があるか、それによってどのような種類があるのか、一般寄付は、用途を指定しない常に出すような寄付、特定の寄付は用途を特定した募金活動、特別寄付は、募金活動と関係なく、寄付者から条件を付された受領する寄付金、それと、寄付金規定の中に賛助会ということが定義されているか、「賛助会規定」については別途規定が設けられているかという形で確認させていただきました。2枚目をご覧ください。定款に記載のある寄付のあったところは4県。合計で7県ありますが、他3県は寄付でいただいたものを基本財産にするという形のものでしたので、今回本会が行おうとしている寄付金による公益目的活動とは異なるということで三角（△）にしております。

賛助会規定としては、定款でメンバーシップとして認めると書いてあるものです。本会のメンバーシップは加盟団体となっておりますので、賛助会は入っておりません。寄付金の種類についてもご覧いただいております。バツが4つあるところについては、寄付金規程がないとみていただきたいと思います。

また、賛助会規程がある、もしくは趣意書を作っているということでもこのような形でありました。

本会は、現在、寄付金活動は、法律上認められている活動として行っており、現在、賛助会と一般寄付を行っておりますので、それらを

活かすということで 13 番東京都、17 番長野県が寄付金の中に賛助会の表記があったことから、そちらを参考に日本スポーツ協会が定めている寄付金取扱規定をもとに本会用にアレンジしたものが資料 1 A3 でございます。

それではお手元に資料 1 をご覧いただきたいと思います。資料は事前にお受け取りいただいておりますので、今回、特徴的に直したところのみご説明させていただきたいと思います。

第 2 条の「寄付の名称」で「この寄付は Sports Saitama Future Fund (スポーツ埼玉みらい資金)」と決めました。これは他県にはない特徴でございます。本会の補助金につきまして、検討している中で何かキャッチーかつ一言でこういうことをやっているということがわかるものがあつたほうがいいのではないかとということで、このような形に変えさせていただいております。

先ほど専務理事よりお話がありましたが、基金という言葉が一般的に使われがちですが、本会が法人であるということと、一般法人法では資金制度について公益法人では認められておりません。よって誤解を招く可能性がありますので、本会といたしましては基金という言葉はなるべく避けたいということと、埼玉県としてこのような形で取り組んでいくという中間をとって、Future Fund という表記にさせていただきました。

第 3 条の定義でございますが、長野県のものをご参考にさせていただきます。また、「一般寄付金 寄付者から使途が特定されていない寄付金」となっております。それに加えて「なお、寄付者には賛助会員を含むこととし、賛助会員については別に定める」この後、この規定をご承認いただきまして、賛助会規定については別途説明させていただきたいと思います。

第 5 条の寄付金の使途でございますが「一般寄付金は寄付金総額の 80%以上を本会の公益目的に使用し」となっております。日本スポーツ協会では、50%以上となっておりますが、いろいろな寄付の内容や形、イメージといったものを話し合った中で、手数料としていただいている額、クラウドファンディングなどでいただく寄付金の手数料の額がおおむね 20%というのが一般的な額ということから、本会といたしましても「公益目的事業に 80%を公益事業に使用し、その残額を公益目的事業の管理費に使用するもの」とさせていただきたいと考えています。

本会の場合は、公益目的事業に、法人会計には使っておりませんので、すべてが公益目的事業に使われていることとなりますが、あえて公益目的事業の管理費として、簡単に言いますと事務費、消耗品や職員の給料などに充てられるとさせていただきます。

2 ページ目をご覧ください。「寄付金受入の制限」でございますが、こちらにつきましては、(5)(6)(7)と日本スポーツ協会よりも多く入れさせていただきました。こちらの(5)、(6)については、(2)の「本会の業務の遂行上支障が認められるもの」ということで読み込むことも可能なのですが、はっきりとどんなものがダメなのかを分か

りやすくするために(5)といたしまして、「寄付金等を受け入れることにより財政的負担が課せられる恐れがあるとき。」「本会への便宜供与を求める恐れがあるとき。」という形で2点記載させていただきました。

財政的な負担が課せられることとして予想されるのは、以前にありました、バスケットゴールを無償で譲渡というお話をいただきましたが、実際には、バスケットゴールの解体費用、運搬費用、組み立て直すために400万円ぐらいかかるというお話でした。400万円を支出することができなかったため、受け取らなかった。これは寄付ではありませんが、そのような事例もありますので、寄付を受け取ることにより本会の負担が課せられる恐れがあるものについては受け取らない。また、その寄付を受けることによって「何々をしてほしい」というような便宜供与が求められる恐れがあるものについても出しております。そのほか、「代表理事が特に業務に支障があると認めたとき」というものについては、事務的な判断ではない部分があった場合にはそちらのほうで判断いただきたいと考えています。

次に第9条「寄付金等の事務処理」につきましても、本会の財務処理規定に基づいて行わせていただき、寄付金の中には金銭以外のもの、例えば車や土地をいただける場合もございます。そう言った場合については「規定の評価により固定資産台帳等に記載しなければならない」とさせていただきます。また、これにつきまして寄付者の協力も得なければならないとしております。以下の第10条からにつきましては、日本スポーツ協会の参考させていただきました規程と同じでございますので、割愛させていただきます。

雑駁でございますが、以上です。

羽鳥議長

ただいまの説明について、はじめにリモート参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

続いて会場参加の方、何かご質問等ございますか。

水石副会長

内容については特にはないですが、ご確認いただければと思います。第3条(1)に関してですが、賛助会員についての文言が追加されているわけですが、この一文というのは第3条(1)に記載するのが最適だということなののでしょうか。そこだけ気になりました。

何を申し上げているかといいますと、寄付者という言葉がでてきたときに、この寄付者という言葉は何を含むのかということなのですが、一般寄付者、一般寄付金を出された寄付者、例えば賛助会員の賛助会費というのは、一般寄付金として扱うことにするというので、ここに記載されていると捉えるべきなのではないでしょうか。

具体的にいえば(2)の特定寄付金のところにも寄付者という言葉が出てくるわけですが、寄付者という言葉(1)ではなく、定義第3条の外の本文のところに入れてもいいのか、あるいはほかのどこに置くのがいいのかというところが、内容を見たときに気になりました。規程を定めるということですので、適切な場所かどうかということ

をご確認いただきたいです。

羽鳥議長

ありがとうございます。  
栗原事務局長 お願いします。

栗原事務局長

ただいまのご質問について、まず、位置づけの考え方としては一般寄付のことを申し上げますので、一般寄付の中にある寄付者を指しております。他県、東京都の例では賛助会員というのを別で設けた書き方もありました。本会としては一般寄付金と特定寄付金の2種類に分けるほうがわかりやすいと考えましたので、一般寄付金というものはどういうものかというものを定めたときに、「一般寄付金とは寄付者から使途を特定されていない補助金である」もし、言葉を付けるとすれば、「なお、この寄付者」ということになると思います。

水石副会長

そこがはっきりしたほうが良いと思います。気になった点はそこだけです。

羽鳥議長

今のご質問では、寄付者を特定しているほうがいいのではないかと  
いうことですか。

水石副会長

そういう意味ではありません。この赤字の寄付者という言葉、赤で書かれている追加の「賛助会員を含むこととした前の「寄付者」という単語をどう定義づけるかという話です。

ですから、この寄付者から使途が特定されていない寄付金を出している寄付者に賛助会員を含むという意味ですか。

栗原事務局長

そのとおりです。

水石副会長

この表現で皆さんが明確なら良いのですが、もっと明確なほうが良いのではないかと、気になりましたので、表現について何か提案があるわけではないですが、申し上げたということです。問題がなければそれで結構です。

羽鳥議長

若干気になる部分のご発言がありました。ほかの皆さん方はいかが  
でしょうか。

原口監事

一読してはわからなかったのですが、寄付者で自分の名前を出して  
もらいたくない場合の定義づけというのはどうなっていますか。

栗原事務局長

寄付金の申し込み要項に掲載を希望する、しないかの記述がござい  
ます。

原口監事

ふるさと納税でも同じようなものがありましたね。名前を希望す

る、しないという。わかりました。

羽鳥議長 他はいかがでしょうか。

有川理事 後で説明あると思うのですが、寄付金と賛助会員とどう違うのですか。そのあたりをクリアにしておけば寄付者っていうのがあるかもしれません。

羽鳥議長 栗原事務局長お願いします。

栗原事務局長 賛助会の確認につきましては、水石副会長からありました規程の内容については問題がないということで、また、問題は寄付者としての特定です。何を寄付とするのかということが不明確であるのではないかとというご指摘でございますので、そこの表記につきましては、もう一度確認をさせていただき、他の部分について問題がないようでしたら、まず、第一号議案についてご審議いただいたのち、第二号議案の部分で有川理事よりありました賛助会についてご説明をさせていただきたいと思っております。

羽鳥議長 わかりました。それでは文言につきましては若干変更していただくとして、第一号議案についてそのほかご質問等ございましょうか。

井上理事 文言整理をしていただけるということなので、ご確認いただきたいのですが、特定寄付金の申し込み様式が「指定寄付金」となっているのですが、これは統一することはできますか。様式2が「指定」になっています。

栗原事務局長 失礼いたしました。これは間違いでございます。特定寄付金が正しい表記となります。

羽鳥議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、ただいまの個所を訂正していただくことをお願いします。

羽鳥議長 それではお諮りいたします。  
第一号議案「寄付金取扱規程の制定について」ご賛同いただけますでしょうか。  
文言につきましては一部訂正することが出るかと思いますが、とりあえず規程につきましては、ご承認いただければと思っております。いかがでしょうか。  
よろしければ拍手を持ってご承認願います。

参加理事 (拍手を持って承認)



羽鳥議長

ありがとうございました。  
第一号議案は、原案の通り決しました。

羽鳥議長

それでは次に 第二号議案  
「賛助会員規程の改定について」を議題といたします。  
栗原事務局長 説明をお願いします。

栗原事務局長

まずお手元に、資料1の賛助会員が一般寄付になるという前提をご確認いただきまして、現在、賛助会費の使い方につきましては、本会理事会にてジュニア目的で使用するという事で議決され、賛助会員を集めております。これにつきましては、趣意書の中で一文触れているのみで理事会で議決されたということで従来まで寄付金活動を務めておりました。

今回このような形で寄付金を全体的に確認した時に、今後もジュニア目的で寄付金を扱うとなると、賛助会は特定寄付金に分類されるのではないかと考えました。従来、賛助会員については多くの場合が埼玉県スポーツ協会全体のサポーターとして、公益目的団体を支える寄付としていただいていることが多いことから、本会といたしましても、まずは一般寄付として取り扱うということ、そのことによって、用途については資料1の第5条にございますとおり、一般寄付については80%以上が公益目的事業、20%以下が公益目的を管理する費用として扱えるようにするという、本会のサポーター的な位置づけに変更させていただく形で、この一般寄付金規定の取り扱いが定まり、賛助会員については本会を支えるサポーター的な位置づけとして賛助会の改定案として提案をさせていただきます。

よって、第1条の目的の部分は今までは「本会スポーツ振興事業を推進するため、広く県民の協力を得て広く事業資金を調達し、県民が明るく豊かな生活を送ることができるようにすること」を目的として賛助会費を集めておりましたが、新しい規程として、寄付金規程が定まったということであれば、寄付金取扱規程第3条1項、先ほどの一般寄付金として必要なものを定める。

しかしながら、今まで支えていただきましたサポーターとしての内容については、なんら代わるものではございませんので、今まで賛助会員に与えられていた特典などについては変更することなく、言葉の読み替えの整理だけさせていただいております。以上です。

羽鳥議長

ただ今の説明について、リモート参加の方、何かご質問などございますか。(なし)

続いて会場参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

羽鳥議長

それではお諮りいたします。  
第二号議案「賛助会員規程の改定について」ご承認いただけますでしょうか。  
よろしければ拍手を持ってご承認願います。

理事

(拍手を持って承認)

羽鳥議長

ご覧の通り 第二号議案は、原案の通り決しました。

羽鳥議長

それでは次に 第三号議案

「加盟団体を指定した寄付金の取扱要領の改定について」を議題といたします。栗原事務局長 説明をお願いします。

栗原事務局長

「加盟団体を指定した寄付金の取扱要領の改定について」でございます。提案理由といたしましては今回の寄付金取扱規程の制定により、目的別寄付を特定寄付金と定めたことから、加盟団体を指定した寄付金を特定寄付金とし、併せて、本会公益事業の一環であることをより明確にするため、交付金に本会が指定した公益事業の実施を導入するものです。

資料3をご覧ください。こちらは従来から行っていたものです。本会の寄付金活動をより活性化させるために寄付金規程を定める前にどのような形であれば寄付金を集めることができるか、また、活性化されるのかということ考えたときに、資料3の改定案、取り扱い要項第2条、こちらは改定前、改定後同じですが、第2条として、「加盟団体が寄付者に対して、寄付金充当事業の目的並びに、指定寄付金の用途並びに特典を明確にし、書面にて承認を得なければならない」。これは本会の公益目的事業に当たるもののみが対象だということを第3条で定めております。

また、これでは加盟団体のみがお金を得られないため、行う際には2項といたしまして、「加盟団体は交付金充当事業の交付金の募集とは別に、本会に対する寄付金の募集に努めなければならない」という形で努力義務を課すことによって、本会への寄付を募ろうと考えたものでした。

しかし、今回寄付金規程の改定にあたって、県当局と意見交換をする中で、あくまで一例ですが、他の団体で100万円を集めて、そのまま100万円を交付する。Aという団体からもらって、Bという事業に充てるのではなくて、Aという団体からもらって、Aが行う団体にそのまま100%交付するというやり方についてはマネーロンダリングの恐れがあるのではないかということでしたので、100%は交付しないほうが良いのではないかというご指摘がありました。

そこで、第4条交付額のところですが、指定寄付金額から10%相当を差し引いた額を助成金として交付させていただきたいと思えます。この制度が始まって3件ほど市町村から駅伝やマラソン大会でぜひ取り扱いたいというご意見をいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりすべて中止となったため、実際には要項を適用したことはありません。しかし、そのような形で集まった、仮に300万円集めたものについては10%相当を差し引いた約270万円を交付させていただく。その代わりに、2項において、本会としてはその

「加盟団体が集めた寄付金充当事業において本会が指定した事業を実施する場合は前項の助成金に加算して交付することができる。」とさせていただきます。基本的に集めたお金は100%返すという考えです。

加盟団体の皆様が集めて、その寄付者の方はエンドユーザーであり、寄付をいただいた方にとっては、その大会や事業、その地域に活きる、もしくは各競技団体を支えるという気持ちで出されている寄付ですので、本会が取って戻すということはなかなか理解を得られないだろうと考えたところが、寄付を100%返すということでございます。

今までは本会の事業であるということ、例えば要項に掲載することとか、プログラムに広告を掲載するということは言うておりませんが、今回からこの取り扱いを定めることにつきましては、本会の寄付金事業で行っているということ、本会の広告といったもの、または県と行っている共同事業を広報する仕事をしていただける場合については、その相当額を足して交付できるというかたちに変更させていただきます。以下につきましては変更ございません。以上です。

羽鳥議長

ただ今の説明について、はじめに会場参加の方、何かご質問等ございますか。

水谷副会長

指定寄付金という言葉と、先ほどの取扱規程の特定寄付金という言葉がありますよね。加盟団体を指定した寄付金というのはそれを指定寄付金と表現するということですが、指定寄付金には特定寄付金になるものとならないものがあるということで良いのでしょうか。

栗原事務局長

特定寄付金と指定寄付金の違いは、特定寄付金についてはこの後いろんな事業が行われてくる可能性を想定しています。先ほどお話ししたような、ジュニアを特定した事業の場合には、それが特定寄付金の位置づけで、事業名を「プラチナプログラム支援・・・」という事業とする場合は、新たに特定寄付金として扱う要項を定めます。

今回のものに関しては、今までは加盟団体を指定した寄付金という名称を使っておりましたので、この要領の中で言っている加盟団体を指定した寄付金については、指定寄付金という言葉を使っております。

水谷副会長

そうすると「指定寄付金」と「特定寄付金」はどちらかにどちらかが含まれるという、二つの関係性というのは同じということでしょうか。

栗原事務局長

「指定寄付金」は「特定寄付金」に含まれます。

水谷副会長

指定寄付金はすべて特定寄付金になるということで良いですか。

栗原事務局長

寄付金には、お話ししましたように、一般寄付と特定寄付の2種類を定めさせていただいておりますので、この団体を指定している、使い方を指定しているという段階で一般寄付ではなく、特定寄付に分類されます。

その特定寄付金と分類されたものについて加盟団体を指定して集めたもの、集まったものについては「指定寄付金」という名称を使わせていただくこととなります。

水石副会長

分かりました。なぜこのような質問をしたかというのと、今の改定案の目的第1条の3行目のところで「特定寄付として扱う場合」と書かれています。「場合」という言葉を使うということはそうではない場合もあるということだと思いますが、指定寄付金はすべて特定寄付金として扱うということであれば、指定寄付金について規程3条(2)のアの特定寄付金としてすべて扱うことになる、そのため、その取扱いを定める。ということの良いですか。

栗原事務局長

取扱要領のほうが先に制定していますので、この表記だったのですが、寄付金規程のほうから見る場合もありますので、寄付として扱う場合は一般寄付、特定寄付のみになり、「扱う場合」というのは、相手が求めた場合となってしまいますが、この場合はすべて特定寄付として扱うこととなります。項目もないですので、少し考えさせていただきたいと思います。

羽鳥議長

そのほかご発言がございましょうか。

石塚理事

文書のまとめの部分ですが、第4条2項の「交付することができる」というところですが、ひらがなのほうが良いと思います。ひらがなにすることで、全体の条文が統一されるのですが、この辺りはいかがでしょうか。

他の部分はすべてひらがなで「することができる」という形でまとめていますので、統一したほうが良いと思います。

栗原事務局長

そのように訂正させていただきます。

羽鳥議長

そのほか会場皆様よろしいでしょうか。(なし)

羽鳥議長

次に、リモート参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

羽鳥議長

それでは、一部の訂正等がありますが、お諮りしたいと思います。第三号議案「加盟団体を指定した寄付金の取扱要領の改定について」ご承認いただけますでしょうか。よろしければ拍手を持ってご承認願います。

理事

(拍手を持って承認)

羽鳥議長

ご覧の通り 第三号議案は、原案の通り、議決しました。

羽鳥議長

それでは次に、第四号議案「表彰規程の改定について」を議題といたします。

栗原事務局長 説明をお願いします。

栗原事務局長

第4号議案「公益財団法人埼玉県スポーツ協会表彰規程の改定について」でございます。本会の表彰規程は本会の名称改正をした際に見直し、新たに本会のスポーツ振興事業に顕著な支援及び協力をした個人または団体に対して感謝状を設けました。現規程では、スポーツ賞の選考委員会で感謝状を贈る方を選考することになっております。しかし、選考委員会については競技成績により選考する委員会となっておりますので、この贈る方法については競技成績により選考する委員会ではなく、本会の運営全般を検討する総務委員会で功績に応じて贈る方法に変更したいと考えました。

それでは資料4をご覧ください。第5条2項において、従来は、感謝状を贈ることについて「別に定める推薦要領によるものとする」となっておりましたが、「受賞候補者の推薦は別に定める推薦要領によるものとし、ただし、感謝状並びに特別表彰は除く」という形で、感謝状と特別表彰について省かせていただきました。なお、この特別表彰というものにつきましては、国民体育大会の解団式において表彰する国体表彰のことを指しております。

第6条受賞者の選考については、従来「受賞者の選考は、選考委員会が行い本会理事会に報告するものとする、但し、特別賞を除く」となっておりました。第6条の変更といたしまして、「受賞者の選考は選考委員会が行い本会理事会に報告するものとする。但し、感謝状並びに特別表彰は除く。」とさせていただきます。

2項といたしまして、「感謝状の受賞者または受賞団体の選考は総務委員会が行い本会理事会に報告するものとする。」といたしました。

3項としたしまして、今までは特別表彰のことが触れられていませんでしたので、「特別表彰は別に定める。」とさせていただきます。

表彰者を定める委員会をスポーツ賞選考委員会から、感謝状等については総務委員会に変更させていただきたいというご提案です。以上です。

羽鳥議長

ただ今の説明について、はじめに会場参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

リモート参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

羽鳥議長

それではお諮りいたします。

第四号議案「表彰規程の改定について」ご承認いただけますでしょうか。

よろしければ拍手を持ってご承認願います。

理事

(拍手を持って承認)

羽鳥議長

ご覧の通り 第四号議案は、原案の通り、議決しました。ここで、本件に関して、事務局より補足説明がございます。

栗原事務局長 お願いします。

栗原事務局長

先ほど会議の冒頭で本会の議案につきまして、第五号議案を取りやめ、繰り上げて、第五号議案を「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」にさせていただきたいとさせていただきました。こちらについては私のミスでございます。大変失礼いたしました。

総務委員会にお示しした贈呈者案をそのままお出ししました。失礼いたしました。

今後、2月末に行われる総務委員会にて最終的な感謝状の贈呈者(案)を作成し、第4回理事会に諮らせていただきたいと考えております。お手元でございます資料5については、総務委員会に参考として提出した資料でございます。令和3年12月現在、このような形で埼玉県スポーツ協会表彰に関して顕著な支援及び協力をいただいた団体として、協賛100万円以上をご寄付いただいた団体が4団体ございます。この中に漏れているものとして、埼玉県テニス協会がありますが、埼玉県テニス協会は賛助会として入っていただいているため、賛助会の表彰といたしましては「長期に継続加入した会員」となっておりますので、ここで規程を見直すとして、令和3年が10周年を迎えることから、通算10年ご加入いただいている賛助会員についても表彰とさせていただいている形で示しているものです。改めて3月の理事会でご報告させていただきたいと思っております。以上です。

羽鳥議長

お送りした資料については訂正し、3月に改めて提示するということが良いですか。

ただ今の補足説明について何かご質問等ございますか。(会場参加・リモート参加ともなし)

補足ですので、確認のみとさせていただきます。

羽鳥議長

次に 第五号議案

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」を議題といたします。

阿部事業部副部長 説明をお願いします。

阿部副部長

第五号議案「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」でございますが、本制度については日本スポーツ協会のほうで、令和4年4月1日から全国で始まる総合型地域スポーツクラブの認証制度に対応するため、本制度に関する各規程を埼玉県版として策定するとともに、本会普及委員会に登録審査委員会の設置並びに登録審査ワーキングの設置を提案するものです。

資料6をご覧ください。

本制度の概要・背景といたしまして、第2期スポーツ基本計画に文言としてうたわれているものです。本制度については日本スポーツ協会より各都道府県の体育・スポーツ協会の内部に総合型地域スポーツ

クラブの連絡協議会を設置してほしいということがまず最初のオーダーでございました。

しかし、埼玉県の場合、総合型地域スポーツクラブの連絡協議会は埼玉県スポーツ協会の中ではなく、別の法人格を持った一般社団法人彩の国SCネットワークという団体が持っているという現状があります。こういったケースについては47都道府県のうち、埼玉県を含めて4県ございました。法人格を持っている団体を解散してまで本会の中に置くのかという協議を日本スポーツ協会と何度となく連絡をし、かつ、連絡協議会という機能に基づいた形はどのようなかという部分を彩の国SCネットワークとも話し合いをしてまいりました。

その結果、本県に関しては一般社団法人彩の国SCネットワークに関しては総合型地域スポーツクラブの充実などに尽力していただき、連絡協議会機能を本会の内部に設置するという事で話し合いをさせていただいております。その結果、次ページ以降にお示している公益財団法人埼玉県スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度基本規程から、12ページまでございますが、公益財団法人埼玉県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録・更新審査細目という6つの規程・細則を日本スポーツ協会からの依頼により案を作成した次第です。

なお、この登録・認証制度の手続きのフローチャートを1ページ目右下にございますとおり、各県内で活動されている総合型地域スポーツクラブが本会に申請し、審査委員会にて審査をしたものを全国の協議会に挙げ、日本スポーツ協会から各クラブが登録を認められるという流れになっています。

先ほど説明したとおり、本会の中に総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の機能を設置するといった根拠に関しては、基本規程第1条にございますとおり、「本規定は公益財団法人埼玉県スポーツ協会普及委員会規定第4章第5条5の規定に基づいて」と紐付けております。この普及委員会の第4章第5条5の規定というのが、総合型地域スポーツクラブの育成充実ということがうたわれています。これに伴って、普及委員会に紐付けさせていただきました。あくまでも連絡協議会の機能を普及委員会に持ってきたということです。

また、本日ご提案いたします内容といたしましては基本規程の第7条「委員会の承認を得て専門部会を設けることができる」、普及委員会の規定の中にも第4章第5項「委員会に理事会の承認を経て常任委員会、または部会を置くことができる」ということで審査ワーキングの設置をご提案させていただくものです。

この規程等については、埼玉県版の原案として全国に提出しなければならないことから、8月26日開催した普及委員会を経て、原案を提出させていただき、日本スポーツ協会の全国総合型地域スポーツクラブ全国協議会の審査を経て、原案として認められたものでございます。

本日、提案についてご承認いただきましたらこれを埼玉県版として日本スポーツ協会に報告し、登録・認証制度のスタートになります。

規程等文言は割愛させていただきますが、1番最後のページをご覧

ください。最初のフローチャートにもありましたが、この登録審査委員会について簡単にまとめた図を掲載させていただきました。本会の中に普及委員会(登録審査委員会・協議会)ということで連絡協議会の機能をここに置き、その下に登録審査ワーキング(普及委員会部会)として設置すると、各総合型地域スポーツクラブがそれぞれ申請するという流れを作らせていただきました。右半分についてはそれぞれカテゴリーの主な業務を書いております。総合型地域スポーツクラブがこの登録・認証制度に申請するためには9つの書類等の整備が必要になってくるということ、登録審査ワーキングについては申請書類の確認から審査委員会会議の開催まで5つ、普及委員会については登録審査・実地審査の可否を決定いただき、本理事会に毎年度上程するという流れの中でご承認をいただいたところで、全国協議会に登録申請をするということになっています。

なお、中断、一番右、※印で書かせていただきましたが、登録審査ワーキングの構成については規程等にうたわせていただいておりますが、本会事務担当者、埼玉県スポーツ振興課の担当者、彩の国SCネットワークの役員で構成し、実務に当たるという構成をとらせていただきました。雑駁な説明ですが、本規程の策定、普及委員会への登録審査委員会の設置並びに、登録審査ワーキングの設置を提案させていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

羽鳥議長

ただ今の説明について、はじめに会場参加の方、何かご質問等ございますか。(なし)

羽鳥議長

次に、リモート参加の方、何かご質問等ございますか。

尾崎理事

3.制度による効果というところなのですが、なかなか総合型地域スポーツクラブは行政等学校と連携して認知されていない部分があり、「行政が地区住民へ総合型地域スポーツクラブを広報するところにつながる等々の期待」という点については、登録・認証されているところから行政のほうに何らかの投げかけがあるという形なのでしょうか。その辺の行政との関わりについてお聞きしたい。

阿部副部長

1ページ目の3.制度による効果の部分のご質問ということでよろしいですか。

尾崎理事

はい。

阿部副部長

この資料については日本スポーツ協会で作成しているものを使わせていただいたおります。しかし、ここの文言を受け、埼玉県スポーツ協会としては登録・認証制度、また、この先に出てきます中間支援組織などについて埼玉県スポーツ振興課と何度となく協議を行っております。はっきりとした形でどのようなことが通知されるか等については詳しくは決まっておりますが、これからは連携を深めながらこの登



審査委  
本会の  
議会の  
部会)と  
青すると  
れカテ  
ブがこ  
要にな  
の確認  
録審査・  
という流  
青をする

登録審査  
おります  
国SCネ  
せていた  
への登録  
させてい

間等ござ

型地域ス  
があり、  
ころにつ  
ていると  
でしょう

とでよろ

を使わせ  
スポーツ  
間支援組  
っていま  
ついては  
らこの登

録・認証制度はじめとした総合型に関する案件については周知を図っていくというところまでは確認が取れています。現段階の回答としてはここまでということではよろしいでしょうか。

尾崎理事

分かりました。

羽鳥議長

ほかによろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

第五号議案「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について」ご承認いただけますでしょうか。

よろしければ拍手を持ってご承認願います。

理事

(拍手を持って承認)

羽鳥議長

ご覧の通り 第五号議案は、原案の通り議決しました。

羽鳥議長

それでは報告事項に移ります。

ア 県内トップチームとの包括連携協定締結について

事務局より報告をお願いしたいと思います。

本間課長

事務局より報告をいたします。前回の理事会において、県内トップチームとの連携について進捗をご報告いたしました。その後、記載のとおり10月に埼玉西武ライオンズ様、大崎電気ハンドボール部様と包括連携協定を取りまとめることができました。

連携協定を活かしまして、今後、埼玉西武ライオンズ様とは野球を通じて埼玉県内のスポーツ振興、大崎電気様は社会に貢献していくという観点で県民の健康づくり、健康増進、子供の体力向上に共同で取り組んでいくこととしております。

今後の予定になりますが、1月23日に大崎電気ハンドボール部様から、プラチナキッズの子供たちに対してキッズスポーツチャレンジの体験会を予定しています。以降、協議を行った記載のトップチーム、トップクラブの皆様とも準備が整い次第、連携協定、覚書の締結等を進めてまいりたいと思っております。

また、今回の連携協定についてはキッズ、ジュニアの観点以外で、本会のすべての事業、そして今後埼玉県が進めておりますスポーツ科学施設を十分に活かせるような事業に応用していきたいと考えております。

以上報告とさせていただきます。

羽鳥議長

ただ今の説明について何かご質問等ございますか。

(会場参加・リモート参加ともなし)

羽鳥議長

ないようでしたら次の

イ 次世代アスリート発掘・育成について、

事務局より説明をお願いします。

引き続き競技スポーツ支援課からご報告させていただきます。資料8をご覧ください。発掘につきましては後ほど別ページにてご報告させていただきます。

育成に関わることとして、プラチナキッズ向けの育成プログラム、研修会を3回実施しております。9月、10月、12月の3回にわたりまして、ロンドンオリンピック金メダリストの小原日登美さんを筆頭に、本会事業のプログラム作りにご協力をいただいております。

また、プラチナジュニアの育成プログラムにつきましてはコロナウイルス感染症の拡大期間中でしたので、集合での研修は夏休み中には実施しませんでした。そのため、中学生が集まる機会を作ることができておりませんでした。東京2020オリンピックに出場したライフル射撃のアスリートの方と、ラグビーフットボールのアスリートの方にご協力をいただくことができましたので、該当2競技の選手たちについては、アスリート講演会を9月19日にオンラインにて実施いたしました。

また、プラチナキッズ、プラチナジュニアに選ばれた子供たち向けのスポーツ科学サポートですが、記載のとおり、9月に2回、11月、12月にそれぞれ実施をいたしております。資料には未定となっておりますが、12月12日は実施しております。

また、キッズスポーツチャレンジについては実施予定21団体のうち9月1日から11月30日までの間に9競技を実施しました。新たな競技として、今年度初めてスキー競技を導入いたしまして、競技体験会で本人がスキーをやりたいという希望がある方は競技団体が主催する長野県での合宿に参加いただいております。当該コーチからも運動能力の高さについて好評をいただき、来年度以降もぜひ続けてやっていきたいと競技団体からご報告をいただきました。

今後の主な予定ですが、発掘プログラムについては12月27日に合格者、認定候補者の発表を本会ホームページより行う予定です。

育成プログラムについてはプラチナジュニアのアスリートライフスタイル研修会がありますが、こちらを埼玉県歯科医師会様から12名の歯科医師を派遣いただき、スポーツ歯科の検診プログラムを半日かけて実施する予定です。また、協議体験については先ほどご報告させていただきましたとおりです。

また、県の仕様に基づいて、今年の1月～12月にかけてのプラチナキッズの修了者の競技成績の取りまとめを現在進めているところがございます。次回の理事会でご報告できればと考えています。

続いて発掘プログラムの概要を記載させていただきます。

今年度のプラチナキッズの応募状況を左側に記載しております。応募延べ人数については1064名。合格者はそのうち72名となっております。今年度については感染症対策のため、書類選考の基準を大幅に引き上げておりますので、合格率は6.8%と低めに設定されています。プラチナジュニアの応募総数については今年度総勢97名の応募がありました。そのうち67名が第一次ステージを通過しています。

右ページに移りまして、発掘測定会に参加された子供たちが53名お

羽鳥

羽鳥

各担

新井  
総務

河本  
対策

りました。53名のうち、この後基準に基づいて選考案を作成する予定  
です。プラチナジュニアについては先ほどの67名のうち、60名から  
競技エントリーの申し込みがありました。ラグビーが24名、ライフル  
については26名、ボートについては10名のエントリーがございまし  
て、延べ60名のエントリーがありました。

12月5日から12月12日までの期間を通して、最終選考を行いました  
。ラグビー競技は23名、ライフルは22名、ボートは6名がトライ  
アウトに参加し、この後の選考会議において、プラチナジュニア認定  
候補者案を決定したいと考えています。

以上報告させていただきます。

羽鳥議長

ただ今の説明について何かご質問等ございますか。  
(会場参加・リモート参加ともなし)

羽鳥議長

ないようでしたら次の

ク 委員会等並びに直営事業報告について、

はじめに、総務委員会・新井委員長をお願いしたいと思います。総  
務委員会から後は、事務局がマイクを回しますので、続けてご報告願  
います。

各担当

新井  
総務委員長

総務委員会からご報告します。資料9、1ページをご覧ください。  
会議は令和3年12月7日にありました。内容にいたしましては、理事  
会での議案等の整理でございます。本日の協議事項、報告事項につ  
いて整理をさせていただきました。ご覧いただいた議案のとおりとなっ  
ております。以上です。

河本選手強化  
対策委員長

選手強化対策委員会から報告いたします。資料2ページをご観  
ください。会議は、選手強化対策常任委員会を昨日、スポーツ総合セン  
ターで開催させていただきました。協議の内容は記載のとおりです。

本日、別添資料を追加させていただきました。この中で、大きなも  
のは国民体育大会の埼玉県の選手5か年計画の策定の延長についてと  
いうことで、上に今後の流れについての表がございしますが、計画を受  
けながら策定してまいりたいということです。

大きなところでは今年の三重、昨年の鹿児島と2年連続での国体中  
止に伴いまして、計画を立てました部分を検証し、評価する大会があ  
りませんでしたので、引き続き今までのものを来年度の77回に踏襲し  
ながら、さらに改めるものについて検討していきたいという計画です。

追加資料②選手強化中期計画の策定ではこれを具体的に作業する部  
会、内部組織として、選手強化対策委員会の中に選手強化等中期計画  
策定作業部会を設定したいということでご了解をいただいております。  
このうち、選手強化対策委員会へお諮りして決定して、作業を具  
体的に進めて参りたいという内容でした。

続いて、資料6へ戻っていただき、3競技別強化対策会議というこ

とで、例年、国民体育大会終了後に実施している会議ですが、今年は国民体育大会がございませんでしたが、関東ブロック大会等が実施されましたので、これを踏まえて反省いただき、第77回につなげたい強化策について内容を伺いました。

4 ジュニア強化対策合同会議は記載のとおりです。ジュニア強化対策の合同会議については重要性、競技団体の実情から難しいところもごございますが、次代を担うジュニアの育成についてそれぞれの競技団体の体制を作っていただきたいということでご意見を伺いながら、いろいろな形でこれを深めていく会議に進めて参りたいと考えています。

次のページの彩の国アスリート育成推進会議、これはプラチナキッズの測定内容や競技別の選考要領についてオンラインでご検討いただきました。

続いて、事業につきましてはご案内のとおり第76回国民体育大会の本大会については中止となりました。

ただし、第76回国民体育大会の冬季大会のうちスケートとアイスホッケー競技会は実施されました。アイスホッケー、スピードスケート等で国体入賞を果たした選手団体について来る12月23日 19:30から埼玉アイスアリーナでチームや個人の練習があるときに国民体育大会の表彰式を実施したいと考えております。ご出席いただき、選手に激励いただければ幸いです。以上です。

茂木  
普及委員長

普及委員会について報告いたします。令和3年度2回目の普及委員会を11月26日に開催いたしました。内容については先ほど事務局のほうから説明いたしましたとおり、令和4年度から始まります総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度に関する諸規程の原案を日本スポーツ協会へ提出しております。

日本スポーツ協会での審査の結果が11月2日付で通知があり、日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の整合性が保たれているとことをごございましたので、本日、埼玉県版をご提案させていただきました。ご承認いただきましたので、これから日本スポーツ協会へ埼玉県版の策定を報告し、今後、埼玉県スポーツ振興課、並びに社団法人彩の国SCネットワークとの連携を深め、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度への準備を進めていくことといたします。以上です。

宮下  
広報委員長

広報委員会について報告いたします。会議は9月30日に6名で行いました。内容は主な広報活動と活動中心になっているスポーツ埼玉の内容について話し合いました。また、スポーツ埼玉の古い号の修繕の進捗状況、100周年記念誌や埼玉県体育史5巻、埼玉150年史記念事業の協力など、今後の流れについて確認しました。

活動の中心になっているスポーツ埼玉ですが、すでにお手元に届いております292号のオリンピック・パラリンピック特集を発刊することができました。中でも大変忙しいところ新井千鶴選手のロングイン

有川  
スポー  
委員長

尾崎ス  
少年団

今年は  
実施さ  
たい強

強化対  
ころも  
競技団  
ら、い  
ていま

ナキッ  
付いた

育大会の

アイスホ  
スケート  
9:30か  
民体育大  
選手に

普及委員  
事務局の  
す総合型  
を日本ス

り、日本  
の整合性  
をご提案  
ら日本ス  
の振興課、  
合型地域  
といたし

名で行い  
ッ埼玉の  
の修繕の  
史記念事

元が届い  
登刊するこ  
ンディングイン

タビューが実現し、充実した内容となっています。埼玉が大好きで、今後も埼玉と関わっていききたいという嬉しい言葉もいただきました。

次号については年明けに発刊する予定ですが、293号になります。先ほど地域スポーツクラブの登録・認証制度について話がありましたが、学校部活動の地域移行の話が進んでおります。それについての特集を考えており、県スポーツ局の久保参与の講演がありますのでその内容を中心にと考えております。以上です。

有川  
スポーツ科学  
委員長

スポーツ科学委員会について報告いたします。会議は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できておりません。また、専門部会4つありますが、そのうちのひとつが開催でき、内容については、記載のとおりとなります。

Ⅱとして、事業実施について1第1回スポーツ指導者研修会がコーチング部会主催となり、実施いたしました。2その他の事業としては、①から③の記載のとおりです。③はアンチドーピングガイドが完成し、配布するところとなります。

②については次のページをご覧ください。スポーツ科学普及促進情報誌の企画・作成については、目的及び概要として「彩の国スポーツ科学ジャーナルは埼玉県におけるスポーツ科学を活用した競技力向上等にかかる取り組みや、それに資する知見等を県内全国に共有し、スポーツ現場におけるスポーツ科学リテラシーの向上及び学術分野での研究促進に寄与することを目的として」作成しようとするものです。書誌の構成、公開方法、編集体制については記載のとおりになります。

これまで報告書を年1回出しておりましたが、それに代わるものになります。つきましては、予算として50万円程度を検討する予定になります。以上です。

尾崎スポーツ  
少年団本部長

スポーツ少年団について報告します。資料8ページ、9ページをご覧ください。最初にスポーツ少年団の登録状況をご覧ください。スポーツ少年団も緊急事態宣言中は、活動制限などがあり、非常に厳しい状況でした。

団員数つきましては、昨年度から増加し、今年度は4万人以上が登録をされています。また、役員・スタッフ数は減少しているという状況ですが、指導者制度が改訂になったことが影響していると考えています。

会議について要点のみ説明いたします。本部員会を10月16日にオンラインで開催しました。協議事項において、創立60周年を迎えるにあたって、実行委員会の構成をしていきたいと考えています。

また、令和3年度はスポーツ少年団活性化事業ということで、オリンピックを機に新たな活動へ進めるよう取り組みを進めています。

ブロック本部長会議については、埼玉県内の各ブロック本部長が参加する会議をオンラインで実施しました。埼玉県スポーツ少年団が目指す活動ということで各市町村様々な苦勞をされていますが、今後、生涯スポーツの入り口として子供たちがスポーツを楽しめる活動をし

ようということで検討を進めているところです。

各専門委員会が合計 12 回の会議を実施し、様々な形で活動、交流等を含めて検討しております。

また、活動の概要としまして、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を令和 3 年 9 月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 11 月に延期して実施いたしました。また、今年度は県本部の講習を含め、全 17 コースを実施し、約 750 名の養成を予定しています。

令和 3 年度スポーツ少年団ブロック指導者研究協議会につきましては、令和 3 年 11 月 6 日にオンラインにて開催され、今後のスポーツ少年団に求められている役割について意見交換いたしました。1 度目の東京オリンピックが終わった時に始まったスポーツ少年団ですが、2 度目の東京オリンピックを迎え、今後も新たな活動に進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

羽鳥議長

表彰選考委員会について報告します。

資料 10、11 ページをご覧ください。9 月の理事会以降になりますが、東京 2020 パラリンピックメダリスト 10 名、アジアパンパシフィック・アマチュアゴルフ選手権で優勝した中島啓太選手に関して、それぞれ書面での決議とし、会長特別賞の授与を決定いたしました。

まず、東京 2020 パラリンピックメダリストへの授与はバドミントンの鈴木亜弥子選手に対して、9 月 27 日に知事表敬訪問がありました。その際に、大野会長から特別賞を授与していただきました。また、その他の表にあります 9 名の方については、県障害者スポーツ協会から授与していただくようにいたしました。

中島選手への授与は、来年 3 月の埼玉県スポーツ賞授与式での授与も含めて現在、出席可否など調整しているところです。調整が整った段階で報告ができるものと思っております。以上です。

久保総務課長

スポーツ総合センター運営状況について報告します。12 ページをご覧ください。

1. 令和 3 年度の収支見込みですが、体育棟、研修棟の利用に関してはほぼ通常通りに戻ってきていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で本会の収入源であります宿泊棟の利用に関しては一昨年に比べて激減している状況です。昨年度に引き続き令和 3 年度においても大きな赤字が見込まれています。

なお、その解決策の一つとして基本的には宿泊棟に関しては 4 人部屋、9 人部屋、多いところは 15 人部屋という設定になっていますが、10 名以上の申し込みがあった団体については他の部屋に空きがあれば 1 人 1 部屋でも貸しますという形で受け入れを積極的に進めることとしております。弾力的運用期間と記載がありますが、試験的に来年の 3 月までこのような取り組みを進めております。

2. 高圧線引き込みケーブルの修繕について、3. 灯油地下貯蔵タンクの回収ということで、経年劣化等が出てきており、現在県と工事費に

ついていずれも70万円前後ということで、県当局と調整を進めています。

次ページご覧ください。利用者利用促進ということで、上尾市勤労福祉サービスセンターの補助券対象施設ということで記載のとおり令和4年4月1日からこのセンターとの利用契約締結に向けて手続きを進めています。以上です。

羽鳥議長

ただ今の報告について何かご質問などございますか。  
(会場参加・リモート参加ともになし)

羽鳥議長

その他、事務局から何かありますか。

栗原事務局長

2点ございます。

1点目は、埼玉県スポーツウエルネス吹矢協会からの新規加盟についてです。申し訳ありませんが資料はございません。

こちらの団体は足掛け2年、本会への加盟の希望があり、加盟申請の手続きを進める手前にありましたが、中央競技団体が定める規定に「この団体の長たる」会長についてはブロック長の身体調査並びに承認、併せて中央競技団体での承認・審査・任命という形で独立性がないと判断しております。このことから加盟審査にあたって、団体の健全性や独立性という部分で審査に値しないのではないかとということで、スポーツウエルネス吹矢協会へお話をし、ご了解いただきました。

このため、新規加盟の手続き、審査まで至らなかったということのご報告とさせていただきます。

2点目は、令和5年度以降のスポーツ安全協会業務の委託については河本専務にお願いいたします。

河本専務理事

ただいまありました埼玉県スポーツ安全協会についてご報告、今後の進捗についての説明をさせていただきます。

去る11月5日に公益財団法人日本スポーツ安全協会とリモート面談を行いました。これは47都道府県に各支部がございますが、すべてに面談があり、埼玉は11月5日で行いました。

内容はスポーツ安全保険の業務体制の抜本的な見直しということでございました。具体的に申しますと47都道府県に設置されている支部、埼玉県はスポーツ安全協会埼玉支部となっておりますが、その支部を令和4年度末を持って事業所を廃止し、それに伴って支部のプロパーの職員については、整理解雇あるいは勧奨退職という形で令和4年度末を持って支部をたたみ、職員の処遇はそこで終結するということが示されました。

私どもに非常に関係の深い団体ということでもあります。抜本的な体制の見直しというのは加盟申込が用紙で各団体、チームから上がってくるものを支部が整理をして本部へ加盟登録をするという手続きがありました。すべてWEB化され一括で手続きを進め、カスタマーセンターなどは本部で対応するため支部業務が発生しなくなる。ただ、一部スポーツ安全協会そのものの活動や具体的な商品、スポーツ活動を実施するうえで万が一のためにかける保険ということについては他の民間の保険に比べてはるかに廉価で内容も充実したものであるところから、そこを担保するということが商品の紹介をしながら活動促進を

図っていくという経緯がありましたので、今後そのようなことについてどうしたらよいかということで、本部の希望としては47都道府県の体育・スポーツ協会に業務委託したいという希望があります。

本会としてはまだ1年先ですが、業務委託を受けるにあたっては仕様書の提示、いわゆる条件について本部へ内容を求めています。ただ、それぞれの47都道府県の体育・スポーツ協会の実情は様々で一概にこういう形にするとは言えないということでした。繰り返しますが、支部として独立してプロパーの職員を抱えていた団体というのは全体で北海道、埼玉、千葉他いくつかと、10に満たないくらいの自治体です。他は体育・スポーツ協会が兼務や委託があったということで、非常に様々な形でこの事業は展開されていたという事実がございます。

そのようなことから、本会としては結論として委託を受託する方向で進めるためにはどのような要件を満たさなければならないかということで、前向きに進めさせていただきたいと考えております。

内容は先ほど申しあげました通り、非常に千差万別なところがありますが、本会として定款の変更が必要なのか、あるいは現行の公益事業の中の条文で読み込むことができるのか、そういったことを県と相談しながら、冒頭申しあげたようにスポーツ・レクリエーションを振興する上において、少しでも参加者、加盟者に保障制度が理解していただき、そういうものを紹介するということを担保しながら、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図っていかねばならないという観点に立って、前向きに本部と今後詰めていきたいということをご報告申し上げます。

いずれにしても来年度に結論のほうを理事会にお諮りしてどのような方向で行くかということ、という受託するかしないかというようなことについてご提案を申し上げたいと考えております。以上です。

羽鳥議長

折角の機会ですので、理事の皆さまから何かございますでしょうか。よろしければ、以上を持ちまして、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

久保総務課長

羽鳥副会長には、議長の任をお務め頂き、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、令和3年度第三回定例理事会を終了致します。ありがとうございました。



とについ  
道府県の

つては仕  
ます。た  
々で一概  
しになり  
体という  
くらの  
というこ  
実がござ

< 議事録署名人 >

議事録署名人 (代表理事)

羽鳥利明



議事録署名人 (監事)

する方向  
かという

原口博



議事録署名人 (監事)

ろがあり  
の公益事  
を県と相  
ヨンを振  
解してい  
、スポー  
ないとい  
ことをご

堀口信存



議事録署名人 (監事)

どのよう  
いうよう  
上です。

青砥修二



しょうか。  
頂きます。

ございま

致します。



Faint, illegible text impression in the upper middle section.

